

14 一般社団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会

1 基本情報

所在地	仙台市青葉区一番町1丁目15番19号			代表者	理事長 清水 宏明
電話	022-395-6312	ファックス	022-395-6313	ホームページ	http://mmwin.or.jp/index.html
設立	平成24年6月7日	改革分類	自立支援団体	県担当課	保健福祉部 医療政策課
出資等の状況	第1位 - (-) 千円	第2位 - (-) 千円	第3位 - (-) 千円	その他	- (-) 千円
設立目的(定款等)	地域医療福祉情報共有のための物的・人的連携ネットワーク環境整備を通じて患者中心の診療の実現および医療福祉関係者の環境改善を図り、もって県民・国民にとって豊かな保健医療福祉社会の実現に貢献することを目的とする。				出資等総額 0 千円 (0.0%)

2 主な事業内容

	事業名	事業費 (単位:千円)			事業内容
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
事業1	医療連携情報基盤ネットワーク等整備事業	178,746	73,474	77,850	みやぎ医療福祉情報ネットワークの構築、運営
	全体事業に占める割合	100.0%	100.0%	100.0%	
事業2					
	全体事業に占める割合				
事業3					
	全体事業に占める割合				
その他の事業					
	全体事業に占める割合				
全体事業費		178,746	73,474	77,850	指定管理者
全体割合		100.0%	100.0%	100.0%	

3 評価

(1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
「災害に強い地域医療情報連携基盤」の整備と「保健・医療・福祉の連携」を進めることにより、医療従事者の負担軽減と、県全域における患者・家族の安心につながるよう努める。	当団体は、医療施設等の情報を共有する仕組みを構築するとともに、災害時の診療データバックアップ体制の確立に寄与するものであることから、宮城県震災復興計画にある「保健・医療・福祉の連携」の推進が期待される。

(2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(令和2年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
遠隔周術期管理などの遠隔医療に活用され、また、新型コロナウイルス感染症対策への適用については宮城県知事自ら言及されるなど、一般的な診療情報の連携に留まらず、利用者のニーズに即したMMWINの活用提案を行い、県内の地域医療に大きく貢献していると考えられる。これに伴い、本ネットワークの同意患者登録数は延べ200,000人に達し、また、バックアップデータ件数は6.8億件となり、国内最大規模のネットワークを維持・運用している。	同意患者登録者数が増加しており、医療情報のバックアップと共有という役割を果たしている。また、診療情報の共有により新型コロナウイルス感染症の対策に寄与する等、地域医療の連携に貢献している。

(3) 団体に対する総合評価(令和2年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 組織運営の健全性 ※1	社員の適正配置により定着率が向上し、安定した組織運営が実施できた。また、内部手続きを体系化し、さらに透明化を図ることにより、組織運営の健全性担保に努めた。	コンプライアンスに関する規程の整備が前期から延期になっていることから、組織運営の健全化に向けて、内部統制の整備について引き続き助言等を行う。	B
ロ 財務の健全性 ※1	作業等の費用区分を明確化し、役務提供の収益化を行った。また、昨年度同様、会費・利用料収納の適正管理と、固定費等の精査による支出抑制を実施した。	当期から経常損益が黒字になり、財務体制の改善が見られる。自立的な運営体制に向けては、引き続きサービスの充実を図り、健全な財務体制による運営を行う必要がある。	A
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題	過渡期を経て、ネットワークが安定稼働できる段階に入った。企業からの協業依頼があり、大きく発展する可能性を秘めている。その一方、来年度以降はシステムリプレイスの準備が必要であるため、そのための資金確保が最重要課題として挙げられる。	財務体制について改善が図られ、組織運営についても検討を継続している。医療連携情報基盤ネットワークを有効かつ効果的に展開するため、必要に応じて助言等を行っていく。	総合評価 B

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況 (単位:千円)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(R2 - R1)
貸借対照表	資産合計	2,835,591	1,701,497	1,146,395	△ 555,102
	流動資産	170,534	66,499	123,929	57,430
	固定資産	2,665,057	1,634,998	1,022,466	△ 612,532
	うち基本財産	0	0	0	0
	負債合計	128,493	8,414	38,224	29,810
	流動負債	128,493	8,414	38,224	29,810
	固定負債	0	0	0	0
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	2,707,098	1,693,084	1,108,172	△ 584,912
	指定正味財産	2,611,632	1,609,031	1,021,858	△ 587,173
一般正味財産	95,466	84,053	86,314	2,261	
正味財産増減計算書	経常収益	1,476,619	1,128,696	711,367	△ 417,329
	うち事業収益	104,643	126,095	124,194	△ 1,901
	経常費用	1,503,402	1,140,033	709,034	△ 430,999
	うち管理費	59,533	36,130	17,993	△ 18,137
	評価損益等調整前当期経常増減額	△ 26,783	△ 11,337	2,333	13,670
	当期経常増減額	△ 26,783	△ 11,337	2,333	13,670
	経常外収益	0	0	0	0
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	△ 26,905	△ 11,413	2,261	13,674
当期指定正味財産増減額	△ 1,186,591	△ 1,002,601	△ 587,173	415,428	
当期正味財産増減額	△ 1,213,496	△ 1,014,014	△ 584,912	429,102	
県の財政的関与	補助金	185,385	0	0	0
	委託金 ※2	0	0	0	0
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	185,385	0	0	0
	総収入 ※3	290,028	126,095	124,194	△ 1,901
	総収入に対する補助金等割合	63.9%	0.0%	0.0%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0	

※2 委託金:随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。
(なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入=経常収益+経常外収益+当期指定正味財産増加額【正味財産増減計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(R2 - R1)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	95.5%	99.5%	96.7%	-2.8%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	132.7%	790.3%	324.2%	-466.1%
借入金依存度	(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	-1.8%	-1.0%	0.3%	1.3%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	4.0%	3.2%	2.5%	-0.7%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (6月末現在)	令和2年度における 常勤役職員の状況		
役員	常勤 (うち県OB)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	常勤役員		
	非常勤 (うち県OB)	13 (0)	13 (0)	13 (0)	平均年齢	-	
職員	常勤職員(※4)	2	1	0	平均年収 (千円)	-	
	プロパー職員	2	1	0	常勤職員(プロパー)		
	県OB	0	0	0	平均年齢	53.1	
	県派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公開	
	上記以外の職員(※5)	13	14	17			
障害者雇用の状況(※6)		法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	-	雇用障害者数	-	実雇用率	- %
					不足数	-	

※4 常勤職員:プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員:任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

14 一般社団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会

<組織運営の健全性に関する指標>

No.	項目	評価内容	評価	
1	組織統制に関する規程等の整備	業務規程等が整備され、内部牽制が図られているか。	① 8項目未満整備	0
			② 8項目以上整備	1
			就業規則（無期転換ルールの対応含む）	■
			役員報酬規程	■
			職務分掌規程	□
			会計規程	■
			契約規程	□
			決裁規程	■
			給与規程	■
			退職手当規程 施設等の管理規程	■ □
2	コンプライアンスの確保（経営への取組・内部統制）	コンプライアンスに関する取組を行っているか。	① 合計0点。またはコンプライアンス違反事例があった。	0
			② 1～2点	1
			③ 3～4点	2
			④ 5点以上	3
			○コンプライアンスに関する規程を整備している。（2点）	□
			○コンプライアンスに関する規程を今年度中に整備する予定（1点）	■
			○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。（1点）	□
			○職員に対する啓発等研修の場を設定している。（1点）	■
			○業務監査体制を強化する体制整備や取組を行っている。（1点）	■
			○内部統制に関する取組を行っている（1点）	■
			○BCP（業務継続計画）を作成している。（1点）	□
○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。（1点）	■			
○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組みを行っている。（取組内容： ）（1点）	□			
3	実効性を持った監事監査の実施	公認会計士・税理士が会計・経理事務に関与しているか。	① 公認会計士・税理士の関与はない。	0
			② ③以外に公認会計士・税理士の関与を得ている。（定期的に指導を受けている）	1
			③ 公認会計士・税理士が監事（監査役）に就任し監事（監査役）監査を実施、または監査法人による監査を実施している。	2
4	経営幹部への民間企業等出身者の登用	民間の経営ノウハウ活用による組織の活性化や自立的経営の促進を図る観点から、役員に業務に精通した民間企業等出身者を登用（採用）・配置しているか。	① 登用していない。	0
			② 登用している。	1

No.	項目	評価内容	評価		
5	人材育成、内部登用の拡大、独自の人材確保の取組	職員の人材育成、プロパー職員の内部登用、または独自の人材確保（プロパー職員等の採用による県派遣職員との入れ替え）が図られているか。	①人材育成の取組を行っていない。また、内部登用や独自の人材確保も行っていない。	0	0
			②人材育成の取組を行っているほか、内部登用や独自の人材育成を行っている。	1	
6	事業内容・財務情報等のホームページ公表	ホームページにおける情報公開は、どのような状況にあるか。	①ホームページで公開していない。	0	1
			②下記のうち、6項目未満（会社法法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1	
			③下記のうち、6項目以上（会社法法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	2	
			定款（寄附行為）	■	
			役員等名簿	■	
			事業計画書	□	
			収支予算書（収支計画）	□	
			事業（営業）報告書	□	
			収支計算書	□	
			貸借対照表	□	
			損益計算書（正味財産増減計算書）	□	
			財産目録	□	
			キャッシュフロー計算書（作成している場合）	□	
役員の報酬・退職金に関する規定	□				
合計（10点満点）				5	

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考指標
社員の適正配置により定着率が向上し、安定した組織運営が実施できた。また、内部手続きを体系化し、さらに透明化を図ることにより、組織運営の健全性担保に努めた。	コンプライアンスに関する規程の整備が前期から延期になっていることから、組織運営の健全化に向けて、内部統制の整備について引き続き助言等を行う。	B

＜参考指標＞
合計点が
8～10点の場合：A（概ね良好）
5～7点の場合：B（改善の余地あり）
2～4点の場合：C（改善措置が必要）
0～1点の場合：D（大いに改善措置が必要）

14 一般社団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会

<財務の健全性に関する指標>

No.	項目	評価内容	評価		
1	(公益法人) 正味財産増減額と 収支相償の状況	正味財産が減少している場合でも法人の継続に支障がない状態を保っているか。 収支相償を満たしているか。	①収支相償の基準を満たしていない。または、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%以上	0	
			②3期連続で一般正味財産増減額がマイナスだが、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%未満	1	
			③収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が3期連続マイナスでない。	2	
			④収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が当期プラス	3	
			⑤収支相償の基準を満たしており、直近の一般正味財産増減額が2期連続プラス	4	
	(公益法人以外) 一般正味財産増減額／経常損益の状況	一般正味財産は連続で減少していないか。 経常損益は連続で赤字を計上していないか。	①3期連続減少又は赤字	0	2
			②当期を含め1期又は2期減少又は赤字	1	
			③当期のみ増加又は黒字	2	
			④当期を含め2期連続増加又は黒字	3	
			⑤3期連続増加又は黒字	4	
2	(公益法人会計) 正味財産比率の状況	財政基盤は安定しているか。 [正味財産比率(%) = 正味財産合計 ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①正味財産比率が30%未満	0	2
			②正味財産比率が30%以上	2	
	(企業会計) 自己資本比率の状況	財政基盤は安定しているか。 自己資本比率(%) = 純資産合計 (株主資本) ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①自己資本比率が30%未満	0	
			②自己資本比率が30%以上	2	
3	短期的支払能力の適正性【流動比率】	流動比率は適正を維持しているか。 [流動比率(%) = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100]	①下記以外	0	1
			②当期100%以上	1	

No.	項目	評価内容	評価		
4	補助金等依存の抑制	総収入に対する補助金等割合は抑制基調にあるか。 [補助金等割合=補助金等合計÷総収入×100]	①対前期増加幅が2期連続2%以上	0	2
			②①又は③以外	1	
			③対前期減少幅が2期連続2%以上, 又は当期補助金等なし	2	
5	借入金の抑制 【借入金依存度】	借入金依存度は抑制されているか。(3期比較) [借入金依存度(%)=(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100]	①下記以外	0	2
			②当期≤前期, 又は当期≤前々期	1	
			③当期≤前期≤前々期, 又は当期借入金なし	2	
6	累積剰余金(欠損金)の状況	累積欠損金を計上していないか。	①累積あり	0	2
			②累積なし	2	
合計 (13点満点)					11

団体による自己評価 (概況, 今後の課題・対策等)	県(主務課)の所見	参考指標
作業等の費用区分を明確化し, 役務提供の収益化を行った。また, 昨年度同様, 会費・利用料収納の適正管理と, 固定費等の精査による支出抑制を実施した。	当期から経常損益が黒字になり, 財務体制の改善が見られる。自立的な運営体制に向けては, 引き続きサービスの充実を図り, 健全な財務体制による運営を行う必要がある。	A

＜参考指標＞

合計点が
 11～13点の場合：A（概ね良好）
 7～10点の場合：B（改善の余地あり）
 3～6点の場合：C（改善措置が必要）
 0～2点の場合：D（大いに改善措置が必要）